

お薬の受け取り方についてのお知らせ

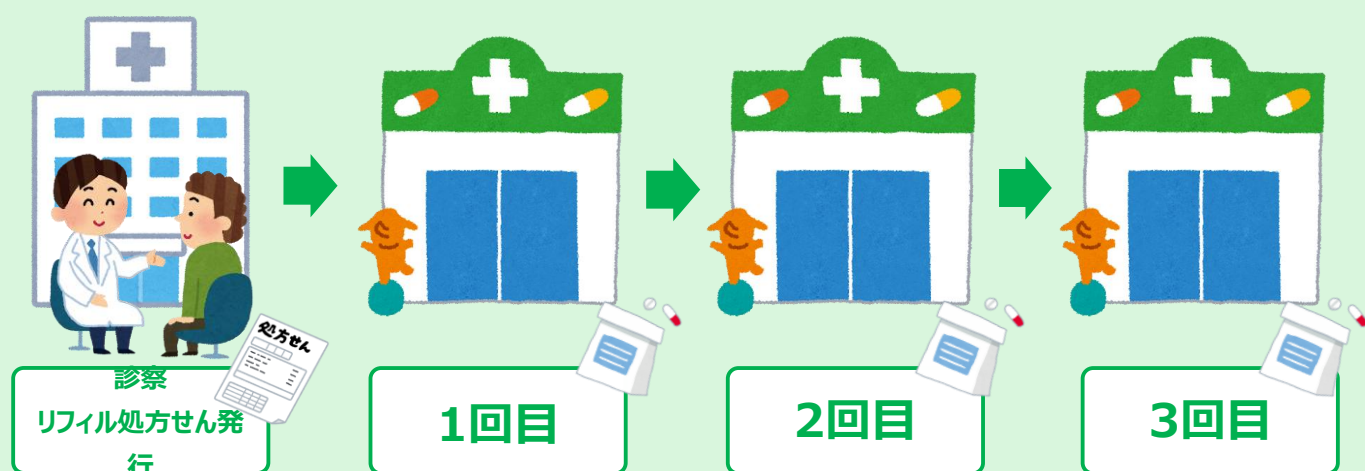
長期間、同じ薬を飲んでいるなど、病状が安定していると医師が判断した場合、以下の対応が可能です。

◆28日以上 of 長期の処方を行うこと

◆リフィル処方せんを発行すること

※ただし、投薬量に限度がある医薬品は除外されます。

リフィル処方箋とは、医療機関で交付された同じ処方せんを、最大3回まで使用できる仕組みです。



- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方できません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。